

第1回 協議会	平成16年 9月27日 提案
第 回 協議会	平成 年 月 日 確認

## 協定項目 20 市町村の慣行の取扱い

1. 市町村章、花・木、憲章、歌の取扱い . . . . . P1～5
2. 先進事例 . . . . . P6

小委員会	
専門部会	総務
分科会	企画

佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	20 市町村の慣行の取扱い				専門部会名	総務
分類	20-1 市町村章				分科会名	企画
現 況						
項目	佐賀市	諸富町	大和町	富士町	三瀬村	
市町村章図						
選定方法	公募により市で制定	公募により町で制定	公募により町で制定	町民に一般公募し、町で制定	公募により村で制定	
説明	「さが」の「さ」と「か」を図案化したもので、上辺の突起の箇所は北部の山岳地帯を表し、下辺の円形は円満な佐賀市の発展を象徴し両端は鋭い部分がたくましい姿を表している。	もろどみの頭文字である「M」を図案化、上の2つの円は二ヶ村合併により手を取り合う町民、外周の円は平和を表し、諸富町の誕生と平和を礎に明るく、豊かに発展する姿を象徴している。	二つの三角形の組み合わせによって大和の「大」の字を表わし、上辺の中央並びに両端の鋭角の部分は、下辺の安定した基礎に立ってたくましく発展しようとする姿を示し、これに結ばれた三つの輪は大和の「和」を表わすとともに川上川を表現した大和町の永遠の平和を象徴するものである。	中央の三つの山によって三村が固く結ばれたことを意味し富士の「ふ」の字とし、霊峰富士のごとく気高く伸びゆくことをねがい、二本の線は嘉瀬川の清流を現わし、円は、町民の和を表わして富士の「し」の字として富士町の永遠の発展を象徴したものである。	村由来の三つの瀬（初瀬川、鳴瀬川、高瀬川）と、三瀬盆地に住む「人」を図案化したもので、村民相互の融和と団結を表現し村の発展を象徴している。	
制定期日	昭和29年6月	昭和54年2月13日	昭和40年4月21日	昭和32年11月10日	昭和51年7月1日	

佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	20 市町村の慣行の取扱い				専門部会名	総務
分類	20-2 市町村花・木				分科会名	企画
現 況						
項目	佐賀市	諸富町	大和町	富士町	三瀬村	
市町村花	さざんか	花菖蒲	花菖蒲	しゃくなげ	コスモス	
市町村木	いちょう	ゆずりは	桜	杉	桧	
選定方法	公募により市で制定	町で制定	町で制定	町民に一般公募し町で制定	村民に一般公募し村で制定	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市の気候、風土に適し生育しやすい。</li> <li>都市景観にふさわしく、緑化推進に役立つ</li> <li>市民に親しく愛されるもの</li> </ul>	諸富町の風土に適した花木	大和町の風土に適した花木	富士町の風土に適した花木	三瀬村の風土に適した花木	
選定期日	昭和54年4月1日	昭和60年10月1日	町木昭和61年4月19日 町花昭和60年10月24日	昭和57年4月1日	昭和62年4月1日	

佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	20 市町村の慣行の取扱い				専門部会名	総務
分類	20-3 市町村民憲章				分科会名	企画
		現		況		
項目	佐賀市	諸富町	大和町	富士町	三瀬村	
名称	市民の憲章	諸富町民憲章	大和町民憲章	富士町民憲章	該当なし	
憲章内容	<p>わたしのまち佐賀は、わたしの心、わたしの手で作るもの。 住む人、来る人、育ちゆくもの、みんなのしあわせのために誇りと責任をもって</p> <p>1 おおらかで自由な、感じのよい雰囲気を つくりましょう。</p> <p>1 美しい風土をいかしつつ、魅力あるまち づくりをすすめましょう。</p> <p>1 広い視野で、明日をつくる産業を育てま しょう。</p>	<p>1、自然を愛し、水と緑の豊かな住みよい町 を作りましょう。</p> <p>1、身体を鍛え、ふれあいを大切にしたい 町をつくりましょう。</p> <p>1、勤労を喜び、生活と産業の調和のとれた 豊かな町をつくりましょう。</p> <p>1、規律を守り、秩序ある快適な町をつくり ましょう。</p> <p>1、郷土の伝統をひきつぎ、教養を高め知性 豊かな文化の町をつくりましょう。</p>	<p>史跡と文化財に恵まれ、美しく豊かな自然 にはぐくまれた、わたしたち大和町民は、教 育を振興し、郷土の繁栄とお互いの幸福をは かり、すすんで安らぎとうるおいのある町づ くりのために。</p> <p>一、清らかな大気、澄んだ水、緑の美しいふ るさを守りましょう。</p> <p>一、人とひととのふれあいをたいせつにし、 住みよい大和町をつくりましょう。</p> <p>一、スポーツを楽しみ、健全な家庭をきづき ましょう。</p> <p>一、大和の自然を生かし、産業の発展に努め ましょう。</p> <p>一、老人をうやまい、子供の夢を育てましょ う。</p>	<p>わたしたちは、緑と清流と温泉に恵まれ た富士町に生きる誇りと喜びを持ち、さらに 郷土の発展と住みよい町づくりをめざし、 この憲章を定めます。</p> <p>一、緑と水と温泉の自然を守り、美しい町をつ くりましょう。</p> <p>一、土に親しみ、産業を育て、豊かな町をつく りましょう。</p> <p>一、文化を愛し、スポーツを楽しみ、活力あ る町をつくりましょう。</p> <p>一、感謝と思いやりの心で、ふれあいのある 町をつくりましょう。</p> <p>一、あたたかく旅行者を迎え、明るい町をつ くりましょう。</p>		
制定期日	昭和44年4月	昭和60年5月16日	昭和54年1月1日	昭和57年4月1日		

佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	20 市町村の慣行の取扱い				専門部会名	総務
分類	20-4 市町村歌				分科会名	企画
現 況						
項目	佐賀市	諸富町	大和町	富士町	三瀬村	
名称	該当なし	該当なし	大和町歌	富士町歌	該当なし	
歌詞内容			<p>1 遠い歴史のおもかげを 浮かべて豊かな川上の 清き流れのあるところ 日に栄える若い町 みんなで築こう大和町</p> <p>2 夏は蜜柑の白い花 秋は黄金の稲の波 平和な夢を生むところ 大きく明日へ伸びる町 みんなで築こう大和町</p> <p>3 たんぼで工場で流す汗 みんなの額に輝いて 希望と力のわくところ はらかな理想抱く町 みんなで築こう大和町</p>	<p>1 山の湖 陽に映えて 緑の森に 湧くこだま 豊かな郷土 めざしつつ 友よはげまん いざともに わが富士町に 望みあれ</p> <p>2 清き流れに 風わたり いで湯の里に 満つ光 ふれあいの道 むつみつつ 友よ語らん いざともに わが富士町に めぐみあれ</p> <p>3 天山はるか 雲はれて 天衝舞いに 鳴る太鼓 ゆかしき文化 はぐくみて 友よ伝えん いざともに わが富士町に 栄あれ</p>		
制定期日			昭和40年4月21日	昭和57年4月1日		

佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	20 市町村の慣行の取扱い		専門部会名	総務
分類			分科会名	企画
項目	課題	調整案	備考	
市町村章	市町村章の制定については2町1村、公募により制定している。	新市において定める。		
市町村花・木	<p>花・木の選定方法の相違  町で選定・・・諸富町・大和町  一般公募・・・佐賀市・富士町・三瀬村</p> <p>市町村花  諸富町・大和町が花菖蒲</p> <p>各市町村、花・木ともそれぞれ異なっている。</p>	新市において定める。		
市町村民憲章	1市3町（佐賀市、諸富町、大和町、富士町）で制定している。	新市において定める。		
市町村歌	市町村歌については、2町（大和町・富士町）で制定している。	新市において定める。		

市町村の慣行の取扱い（先進事例）

名 称	合併年月日	調 整 内 容
あきる野市	H7.9.1	1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。 2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。
篠山市	H11.4.1	1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。 2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
西東京市	H13.1.21	1) 市章は、新市において、調整する。 2) 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。
さいたま市	H13.5.1	1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
山県市	H15.4.1	市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
いなべ市	H15.12.1	1) 市章、市民憲章、市の木及び花等については、新市において定める。 2) 各種宣言については、新市において定める。 3) 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設する。
南アルプス市	H15.4.1	慣行（町村章、憲章等）の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。
安芸高田市		1) 市章、市旗、表彰制度については、新市において早期に制定する。 2) 市民憲章、市木、市花、都市宣言等については、新市において検討する。 3) 年中行事については、当面原則現行のとおりとする。ただし、補助金等については新市において調整する。
さぬき市	H14.4.1	1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
対馬市	H16.3.1	新市において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるためその称号を贈っていることから、合併時に調整する。
新上五島町	H16.8.1	町章、町民憲章、町の花、町の木、町歌、町の鳥・魚、町の宣言等は、合併後、新たに定める。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新町に引き継ぐ。 各種行事等については、新町に引継ぎ、必要に応じて調整する。
あさぎり町	H15.4.1	町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。
新発田市	H15.7.7	1) 豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。 2) 豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。 3) 豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。 4) 成人式は、平成16年3月の成人式から新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年の豊浦町成人式については、8月14日に豊浦地区成人式として実施する。 5) 宣言は、新発田市の宣言を適用する。
瑞穂市	H15.5.1	合併後に検討機関を設け新たに市民憲章、市章、市の花、木、色、鳥、魚、歌を制定するものとする。
周南市	H15.4.21	1) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。 2) 市の花、木は、新市において調整する。 3) 都市宣言は、新市において調整する。
東かがわ市	H15.4.1	町章、町木、町花については、新町において調整する。 1) 町歌、町民憲章については、新町において調整する。 2) 宣言・各種行事等については、新町において調整する。 3) 表彰については、新町に移行後速やかに制度化を図る。